

別添3 地域活性化総合特区の指定申請書(概要版)

地域活性化総合特別区域指定について

1. 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区

2. 総合特別区域について

(1) 区域

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

益田地区広域市町村圏事務組合の管轄区域（益田市、津和野町、吉賀町）

ii) 個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域(必要に応じ設定)

区域の全域

iii) 区域設定の根拠(簡略に)

当該構想では、清流高津川の流域保全を軸に、森・里・海が連環することにより地域活性化を図ることを目的としていることから、高津川流域にある1市2町で構成する益田地区広域市町村圏事務組合の管轄区域を指定申請に係る区域の範囲として設定した。

(2) 目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

清流日本一の「高津川」を核とし「豊かな森林資源、歴史ある有機農業、多様な観光資源、県内最大のアユ漁獲量」などの地域資源を最大限に活用した施策を展開することにより、流域の保全とこれからの日本の人口減社会モデルとなる「日本の原風景」の再生を高津川流域で目指すとともに、地域住民のみならず、二地域居住者、交流に訪れた人たちがこの日本の原風景を体感し、高津川流域をふるさとと感じられるような「高津川流域ふるさと構想」を総合的に推進する。

イ) 評価指標及び数値目標

① 「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築

評価指標：路網整備と計画的施業の推進

数値目標：木材生産量 69 千 m^3 （平成 20 年現在） → 105 千 m^3 （H28 年）

数値目標：製品生産量 36 千 m^3 （平成 20 年現在） → 39 千 m^3 （H28 年）

② 「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住の推進

評価指標：地域資源を活用した農村定住・交流促進

数値目標：交流人口 70 人（H23 年 7 月現在） → 600 人（H28 年）

③ 「海（川）」～水質日本一・高津川との共存～高津川の水質浄化及び水産資源の増殖

評価指標：高津川流域の水質浄化及び川と海の水産資源の維持・増殖

数値目標：BOD 平均値 0.5（平成 23 年 8 月現在） → 0.5 未満（H28 年）

数値目標：流下アユ仔魚数 29 億尾（平成 22 年現在） → 38 億尾（H28 年）

ウ) 数値目標の設定の考え方

当該構想は、高津川流域にある豊富な森林資源を最大限に活かし、里における交流人口の拡大や水質の保全、漁業資源の増殖等を行うことで地域活性化を図るものであり、「森」、「里」、「海」の各分野が一体となっはじめて実現するものである。

数値目標については、各分野において森里海の連環を図る上でもっとも重要と考えられる数値を勧奨し、上記のとおり設定した。

ii) 包括的・戦略な政策課題と解決策

ア) 政策課題と対象とする政策分野

① 「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築

◇ 対象とする政策分野：r) 森林・林業再生

イ) 解決策

森林組合等が所有者による管理が困難な森林を長期的に経営管理できる契約制度の創設や保安林の伐採許可制度等の規制緩和、並びに森林の境界確定や作業道整備への支援事業を行う。

ア) 政策課題と対象とする政策分野

②「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住の推進

◇ 対象とする政策分野：t) まちづくり関係

イ) 解決策

自給的な農産物生産にも対応できるような取得・賃借の下限面積を緩和するとともに、農園付（有機農業農地を含む）住宅の建設を進める上で、農地の転用について規制緩和が効果的である。

また、有害鳥獣による農作物被害を防ぐために、農業者に対し自作農地に限定した狩猟の許可等の規制緩和を実施する。

ア) 政策課題と対象とする政策分野

③「海（川）」～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖

◇ 対象とする政策分野：b) 水・自然環境

イ) 解決策

環境負荷の低い有機農業等を流域全体で推進するとともに、一般住民の流域保全への意識醸成を行う。

またアユ資源の増殖を図るため、産卵親魚の保護や産卵場の整備、魚道改修等を行う。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

全国で唯一、本流にダムのない一級河川水系で、平成 23 年度国土交通省水質検査で清流日本一となった高津川があり、流域住民は、生活の中で高津川の大切さを実感し、流域全体で自然環境を守っていくことを継承してきた。

高津川という地域資源はもちろんのこと、この歴史・意識・行動こそ全国に誇れるものとする。

また、環境負荷の低い有機農業を実践している団体や、高津川を核としたまちづくりを実践している団体など、地域の担い手も重要な地域資源である。

さらに、高津川を育む森林資源も豊富であり、森林資源の保護・有効活用及び雇用の場の確保を目的とした緑の工場構想が策定されるなど、自然と共存したまちづくりが実施されている。

(3) 事業

③ 目標を達成しようとするために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

①「森」～ふるさとの森再生～ 森林の適正な管理と生産システムの構築

ア) 事業内容

森林組合等による森林の経営・管理の代行、壊れにくい路網の整備、計画的伐採と木材の有効利用による循環型林業の確立など

イ) 事業実施主体

高津川森林組合／木材産業関係者／益田市／津和野町／吉賀町

ウ) 当該事業の先駆性

高津川流域の環境に配慮した木材搬出体制を整えることにより、後世まで持続可能な林業づくりを行うものであり、先駆的な取り組みである。

流域材を活用した家・家具建具づくりや木の文化の普及啓発活動を行う「清流高津川流域を育む木の家づくり協議会」や「高津川ウッドークラフト有限責任事業組合」など新たな団体が設立されるなど、地域資源のさらなる需要拡大に向けた先駆的な取り組みが開始されている。

エ) 関係者の合意の状況

既に壊れにくい路網整備や高津川流域材を活用した取り組みが開始されており関係者の合意は得られている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

民間（NPO 法人を含む）と行政が参画する「清流高津川流域連絡会議」が結成され、官民が一体となって活動を展開しており、熟度はある。

②「里」～自然と共生する里づくり～ 地域資源を活用した二地域居住の推進

ア) 事業内容

高津川型クラインガルテンの整備、空き家を活用した二地域居住・定住の推進、有害鳥獣対策の推進など

イ) 事業実施主体

益田市／津和野町／吉賀町／有機農業従事者・地域の猟友会／清流高津川を育む木の家づくり協議会

ウ) 当該事業の先駆性

「日本に健全な森をつくり直す委員会」の協力を受け、産官学による「清流高津川を育む木の家づくり協議会」が立ち上がり、豊富な地域資源を活用し、失われつつある「日本のふるさと」の再生を図るなど、先駆的な取り組みを実施している。

エ) 関係者の合意の状況

3市町では各種定住対策に取り組んでおり、益田市においては、第5次益田市総合振興計画に「二地域居住の推進」が記載されている。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

「清流高津川を育む木の家づくり協議会」が主体となって事業実施に向けた取り組みを進めており、十分な熟度がある。

③「海（川）」～水質日本一・高津川との共存～ 高津川の水質浄化及び水産資源の増殖

ア) 事業内容

住民と行政協働による高津川の水質浄化、廃食油の回収と BDF での再利用、水産資源の増殖対策、水産生物が住みやすい環境整備など

イ) 事業実施主体

国土交通省浜田河川事務所／島根県／中国電力／高津川漁業協同組合／益田市／津和野町／吉賀町／環境・まちづくり系 NPO 法人

ウ) 当該事業の先駆性

住民と行政協働で水質日本一の高津川をはじめとする貴重な資源を後世に伝えていくための活動を行うことは先駆的と言える。

また、他の河川に先駆けて生態系に配慮した近自然工法による魚道への改修に取り組むなど先駆性がある。

エ) 関係者の合意の状況

水質浄化及び水産資源の維持・増殖については、行政・民間団体・関係機関が連携して取り組むことで成果を実証しており、合意形成は十分である。

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

平成 22 年度秋には、第 1 次目標とする 29 億尾の稚鮎の増殖が確認されており、鮎資源及び漁業の再生に向けて現状の取り組みを更に強化・維持することが必要である。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

・各市町・県における補助事業等の実施

b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

・高津川流域の保全に関する基本構想「高津川流域保全基本構想」策定

c) 地方公共団体等における体制の強化

・流域市町、関係団体からなる「清流高津川流域連絡会議」設置

d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

・益田地区広域市町村圏事務組合により、高津川流域の環境保全、自然環境教育等、圏域の振興に資する活動を行う NPO 法人等に対し当該組合の基金により補助金を支出。

イ) 目標に対する評価の実施体制

「森」、「里」、「海」の3項目とも、年度末または翌年度の早い時期に地域協議会を開催し、各実施主体が自己評価を行った事項について意見を求め、反映させるほか、圏域内の市町ごとに住民に向けてHPや市報、町報などで周知を図り、意見を求める。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

平成23年度：地域協議会設立、指定申請書提出、部会立ち上げ、工程表作成
平成24年度、平成25年度：各実施主体による事業実施

イ) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

・活動状況

平成21年10月 清流高津川流域連絡会設立(地域協議会の前身、流域市町、関係団体)
平成22年4月 清流高津川流域連絡会議に民間団体を追加
平成23年5月 総合特区に係る意見交換実施(専門部会立ち上げ準備)
平成23年6月 清流高津川流域連絡会議を地域協議会として位置づけ
平成23年7月 専門部会開催
平成23年8月 地域協議会開催

・メンバー構成

流域市町・県等行政機関、JA・高津川漁協・JF等関係団体、山陰合同銀行、中国電力、NPO法人

3. 新たな規制の特例措置等の提案について

規制の特例措置【根拠法令等】

- ・森林の利用、経営、管理のための長期契約制度(50年)の創設【森林法改正、特例法制定】
- ・保安林に関する許可規制の緩和【森林法】
- ・木質バイオマス利用に関する規制緩和【廃棄物処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法】
- ・農地転用の緩和【農地法】
- ・農地に係る権利取得後面積の下限の緩和【農地法施行規則】
- ・自作農地における有害鳥獣捕獲に関する規制緩和【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】
- ・猿の有害捕獲に関する規制緩和【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】
- ・猿被害の防止に関する規制緩和【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】
- ・銃の所持、更新に関する規制緩和【銃砲刀剣類所持等取締法】

財政上の特例措置【現行制度等の所管・関係官庁】

- ・体験宿泊型クラインガルテン施設整備事業【農林水産省】
- ・山林境界保全事業【国土交通省】
- ・壊れない作業路網整備事業【林野庁】
- ・魚道改修事業【農林水産省】
- ・産卵場造成事業【農林水産省】
- ・産卵場再生事業【農林水産省】
- ・深井戸設置事業【農林水産省】